

選挙管理委員会告示第 4 号

令和 6 年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）第 2 条の 2 において準用する公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 3 条の 4 の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 16 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦

公職選挙法第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿抄本の閲覧はなかった。